

見 積 書 提出期限		令和 7 年 11 月 5 日		午後 3 時		0 7 1 0 8 5		様式 2 (表)		収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する		
事業請負見積書 令和 年 月 日 大阪市 契約担当者 大阪市東住吉区長 様 住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名 印 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 見積金額 百万 千 円 契約金額 百万 千 円 ☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円 ☐ 免税事業者 契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記												
事 業 名 称		「令和 8 年東住吉区はたちのつどい」会場設営業務委託										
履 行 期 限		令和 8 年 1 月 11 日				履 行 場 所		本市指定場所				
履 行 方 法		別紙仕様書のとおり				そ の 他						
明 細 書	名 称		形 状・寸 法・摘 要						数 量			
	別紙のとおり											
(見積条項) 裏面のとおり												
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の 5 / 100 以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度			会計		
							款					
							項					
							目					
							節					
用途												
摘要												
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案 令和 . .					
							決裁 令和 . .					
							大東住 契第 号					

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。

（2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市の会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 案件名称

「令和8年東住吉区はたちのつどい」会場設営業務委託

2 業務委託期間

契約締結日～令和8年1月11日(日)

3 業務内容

「令和8年東住吉区はたちのつどい」会場設営業務

実施場所：大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 東住吉区役所

日 時：設営 令和8年1月10日(土) 9時～13時、正面玄関部分除く(※1)

令和8年1月11日(日) 8時～8時30分、正面玄関部分(※1)

撤収 令和8年1月11日(日) 13時00分頃(※2)～15時30分

※1 正面玄関部分：別紙内訳一覧6、7、9、10を参照

※2 はたちのつどい終了後

具体的内容：別紙内訳一覧および配置図のとおり

ただし、2階および5階に設置する受付机については区役所の備品の使用も可とする。

なお、3階区民ホール内には、壁面から2m程度離れた場所に、発注者にてあらかじめパイプ椅子を450脚程度並べておくものとする。受注者においてパイプ椅子を移動させて設営作業することは可とするが、その場合、作業後に原状復帰させること。

4 留意事項

- ・受注者はこの仕様書に基づき、常に発注者と連絡をとり、その指示に従うこと。
- ・契約締結後、業務内容の実施にあたり必要な協議・打合せを発注者で行うこと。
- ・本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費、その他調査に要する経費は全て受注者の負担とする。
- ・会場設営に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、建物や建物等に付随する設備又は第三者に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復・補償すること。
- ・発生したごみは、持ち帰ること。
- ・受注者は、業務完了後、設営前・設営後・撤収後の状況がわかる写真を添えて、業務完了届を発注者に提出すること。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

5 担当者

東住吉区役所区民企画課

担当： 竹村、枡本

大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号

電話番号：06-4399-9970

項番	分類	内訳	仕様	数量	備 考
1	紅白幕	紅白幕	【3階区民ホール内舞台前】 高さ90cm程度 幅12m 【3階区民ホール内舞台前 以外の箇所】 高さ180cm程度 幅188.1m(総延長)	一式	・一部、階段部分あり。 ・設置の際、「しわ」「たるみ」「ゆがみ」のないよう 留意すること。 ・必要に応じて、ワイヤー・ポール・ウエイト等を用 いること。※3階区民ホール内壁面はワイヤー の利用も可。 ・3階区民ホール内舞台前面については、直接 舞台に貼り付け、捲れるようにすること。 ・吊り下げ部分(紐通し部分)を使用せずに設置 する箇所は、吊り下げ部分を目隠しすること。
2		紅白幕用枠ベース	紅白幕を設置するために用 いるもの	一式	・一部、階段部分あり。 ・3階区民ホール内壁面はワイヤーの利用も可。
3	飾り	赤パンチ	別紙「3階 配置図」のとおり (計37.75㎡)	一式	・3階フロアに設置すること。 ・はたちのつどい実施日当日までは、赤パンチ の上に汚れ防止のためのシートを張り付けるこ と。
4		金屏風(式典用)	7尺	1双	3階区民ホール内舞台上に設置すること。
5		松盆栽 台付(白布)	松盆栽は、樹高40cm以上 の松を用いること	1基	・3階区民ホール内舞台上に設置すること。 ・台は、松を安定して載せることができる規格・ 仕様のものを用い、台の上部および四方を白布 で覆うこと。
6		スタンド花(大)	全高180～210cm 幅50～150cm ※花の設置後の高さ・幅	2	・正面玄関入口両脇(建物外)に設置すること。 ・スタンドの規格やデザインは任意とするが、安 定性のあるものとし、必要に応じ、転倒防止措 置をとること。 ・花の種類や数量は任意とするが、慶事の場に 適当なものとする。こと。 ・設置イメージについて、契約締結後に発注者 に提示し、承認を得ること。
7		スタンド花(小)	全高130～170cm 幅50～150cm ※花の設置後の高さ・幅	1	・正面玄関入口中央(建物内)に設置すること。 ・スタンドの規格やデザインは任意とするが、安 定性のあるものとし、必要に応じ、転倒防止措 置をとること。 ・花の種類や数量は任意とするが、慶事の場に 適当なものとする。こと。 ・設置イメージについて、契約締結後に発注者 に提示し、承認を得ること。
8	看板	3階区民ホール用 吊看板	タテ90cm ヨコ540cm	1	・3階区民ホール内舞台上に設置すること※吊り 下げ用ボタン(ポール)あり。 ・KPパネルを用いること。 ・文言は、「祝 東住吉区はたちのつどい」(予 定)とし、デザイン・仕様については、契約締結 後に発注者の承認を得たものを用いること。
9		正面玄関用 看板	タテ45cm ヨコ450cm	1	・正面玄関入口上部に設置すること。 ・雨風に耐える仕様とすること。 ・倒壊の恐れのない仕様とすること。 ・文言は、「はたちのつどい」(予定)とし、デザ イン・仕様については、契約締結後に発注者の 承認を得たものを用いること。
10		看板枠	タテ45cm ヨコ450cm ウエイト6個付	一式	正面玄関入口看板用。
11	その他	受付机(2階・3階および5階)	タテ45cm程度 ヨコ180cm程度 高さ70cm程度	10台	・受付机は東住吉区役所の備品を使用可。 ・全ての受付机に白角クロスを掛け、ゴールドの スカートを取り付けること。 ・ゴールドのスカートが剥がれ落ちないように取 り付けること。
12		2階長椅子等 移動	長椅子25台 椅子16台 記載台9台 ラック2台 受付1台 ボード2台	一式	・2階部分の紅白幕設置前に、窓口サービス課 待合スペースの長椅子等を保健福祉課(福祉 担当)事務室内待合スペースに移動させ、紅白 幕撤去後に原状復帰すること。 ・移動数量・場所については、変更する場合が あるので、発注者の指示に従うこと。
13		搬入・搬出 設営・撤収	-	一式	設営・撤収に必要な備品の搬入・搬出など。
14		運賃	-	一式	備品の配送費など。

【工程等】

令和8年1月10日(土)
令和8年1月11日(日)

- ・会場設営(9時～13時、正面玄関部分を除く)(※1)
- ・正面玄関部分設営(8時～8時30分)(※1)
- ・撤収作業(13時00分頃(※2)～15時30分)

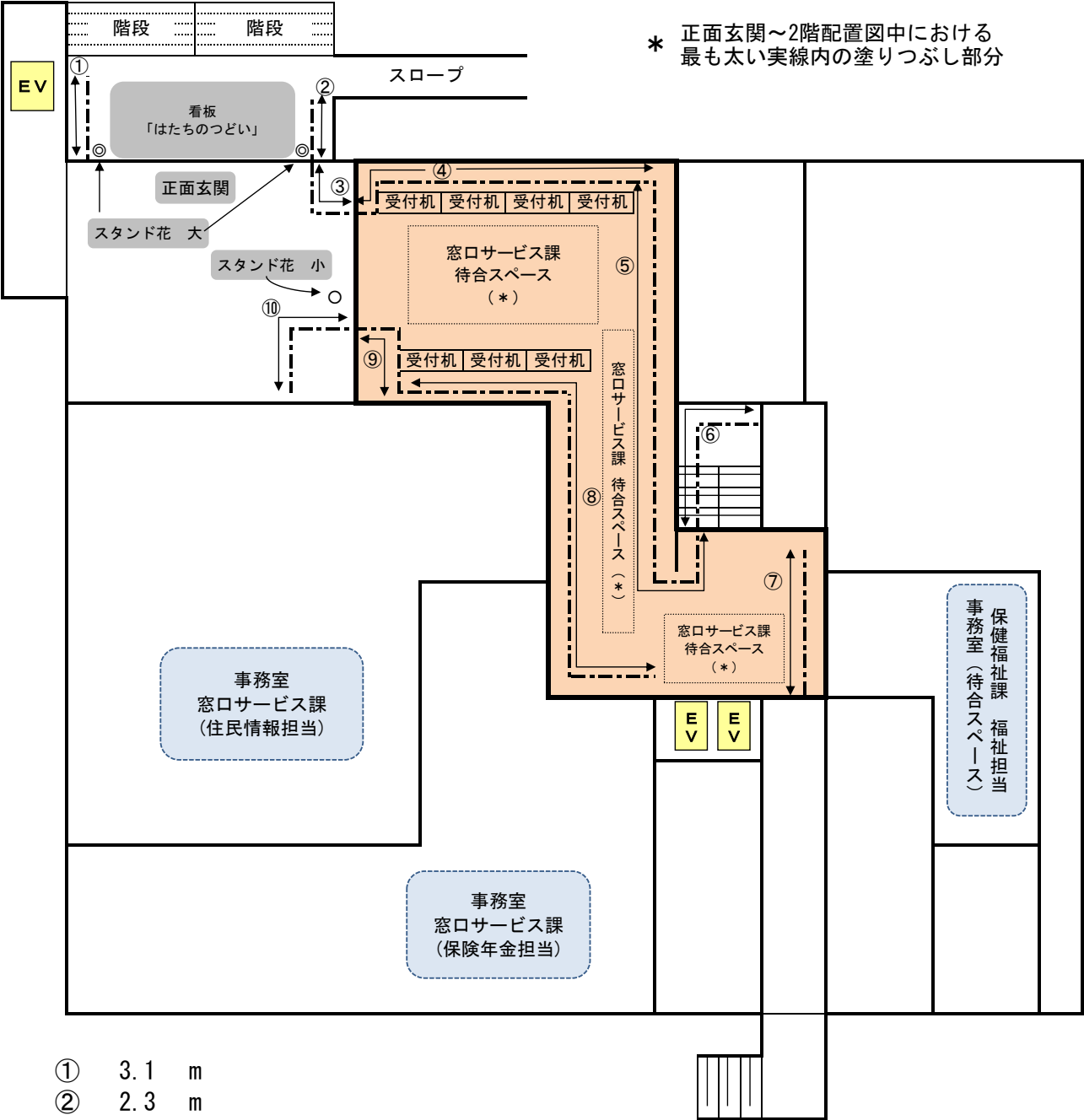
※1 正面玄関部分:内訳一覧6,7,9,10

※2 はたちのつどい終了後

正面玄関～2階 配置図

※ ----- は、紅白幕を表す。

* 正面玄関～2階配置図中における最も太い実線内の塗りつぶし部分

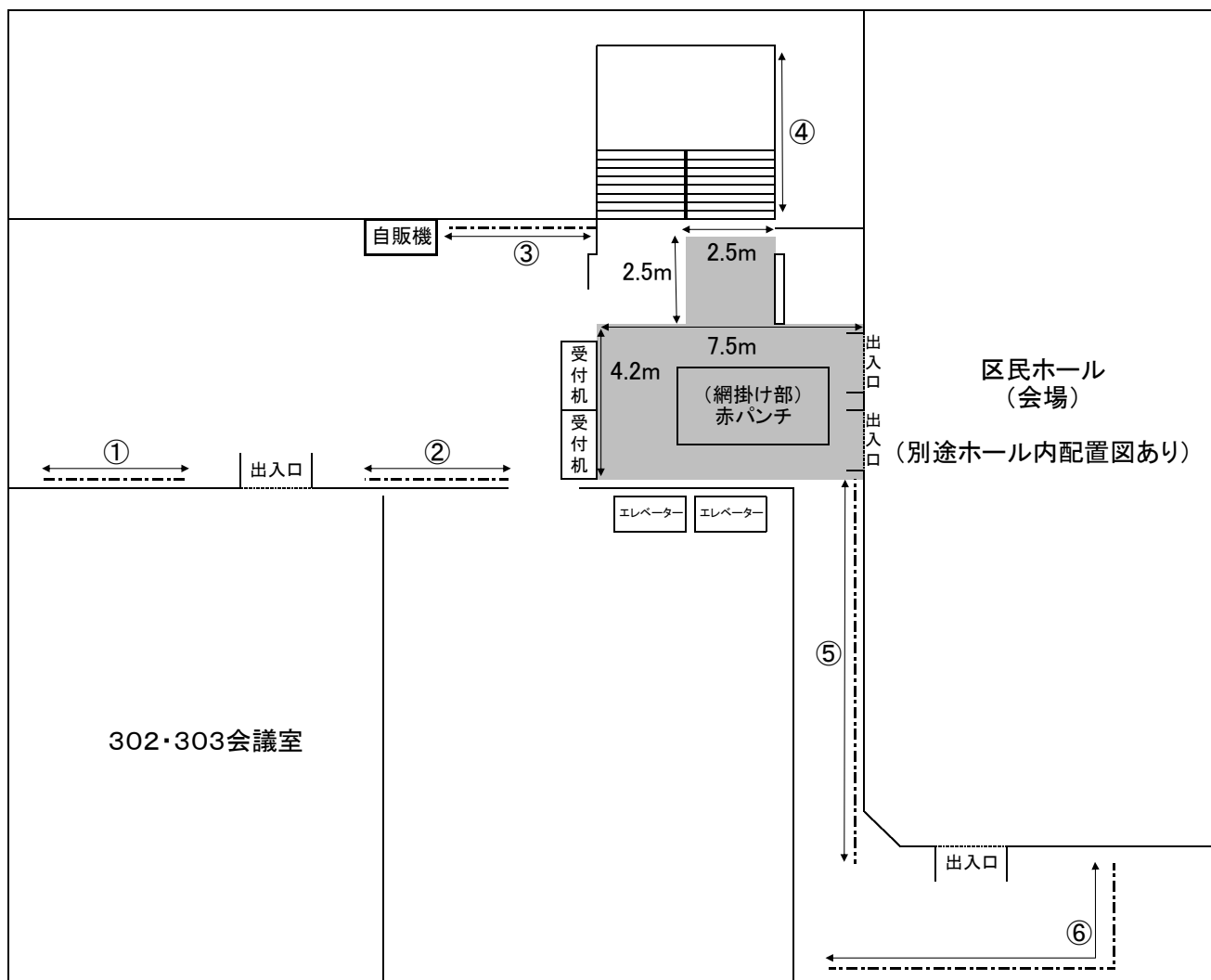


- ① 3.1 m
- ② 2.3 m
- ③ 4.2 m
- ④ 16.0 m
- ⑤ 20.5 m
- ⑥ 11.5 m
- ⑦ 7.0 m
- ⑧ 26.0 m
- ⑨ 6.0 m
- ⑩ 6.0 m

小計 102.6 m (①～⑩いずれも高さ180cm程度)

3階 配置図

※----- は、紅白幕を表す。



① 4.0 m

② 4.0 m

③ 3.5 m

④ 7.0 m

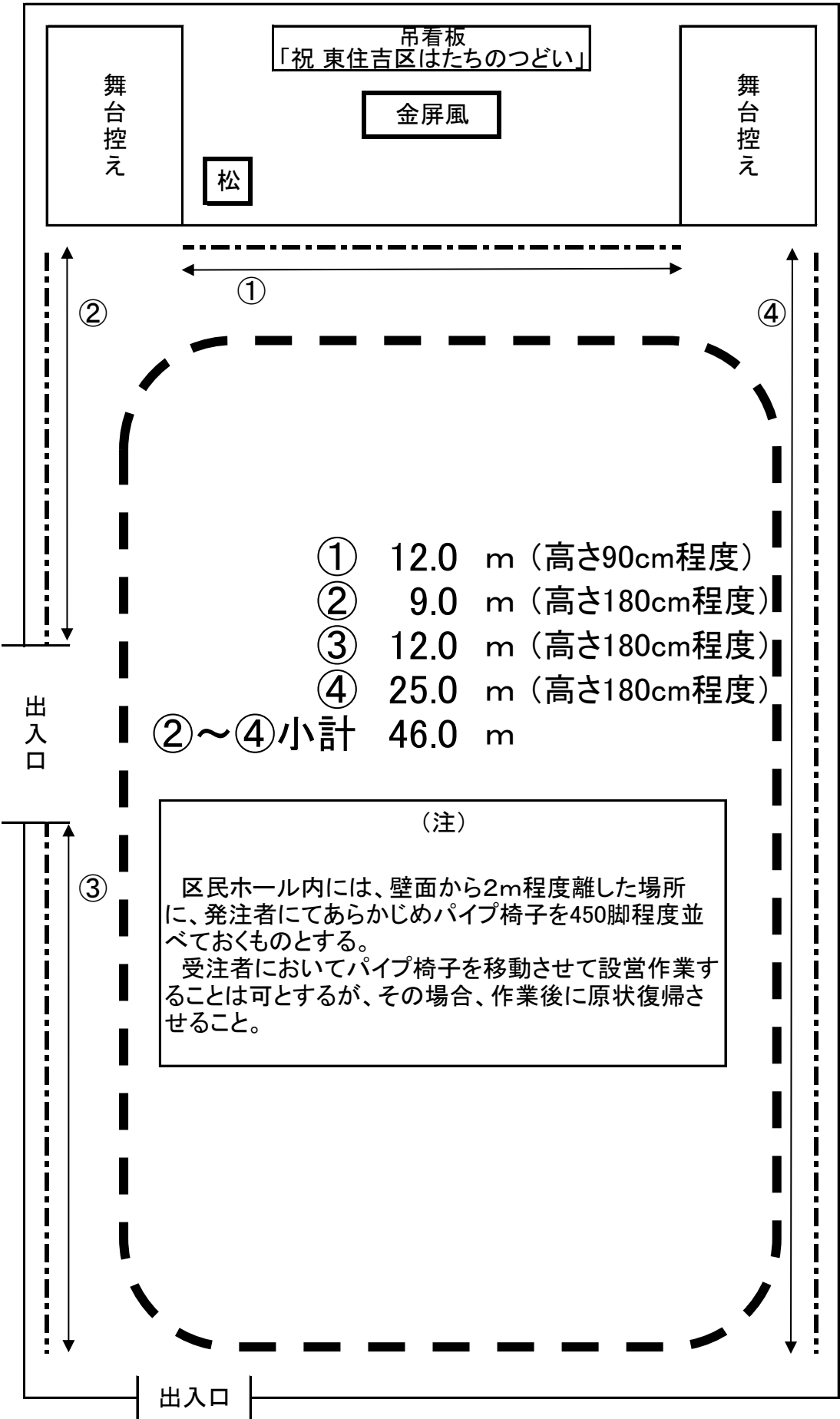
⑤ 11.0 m

⑥ 10.0 m

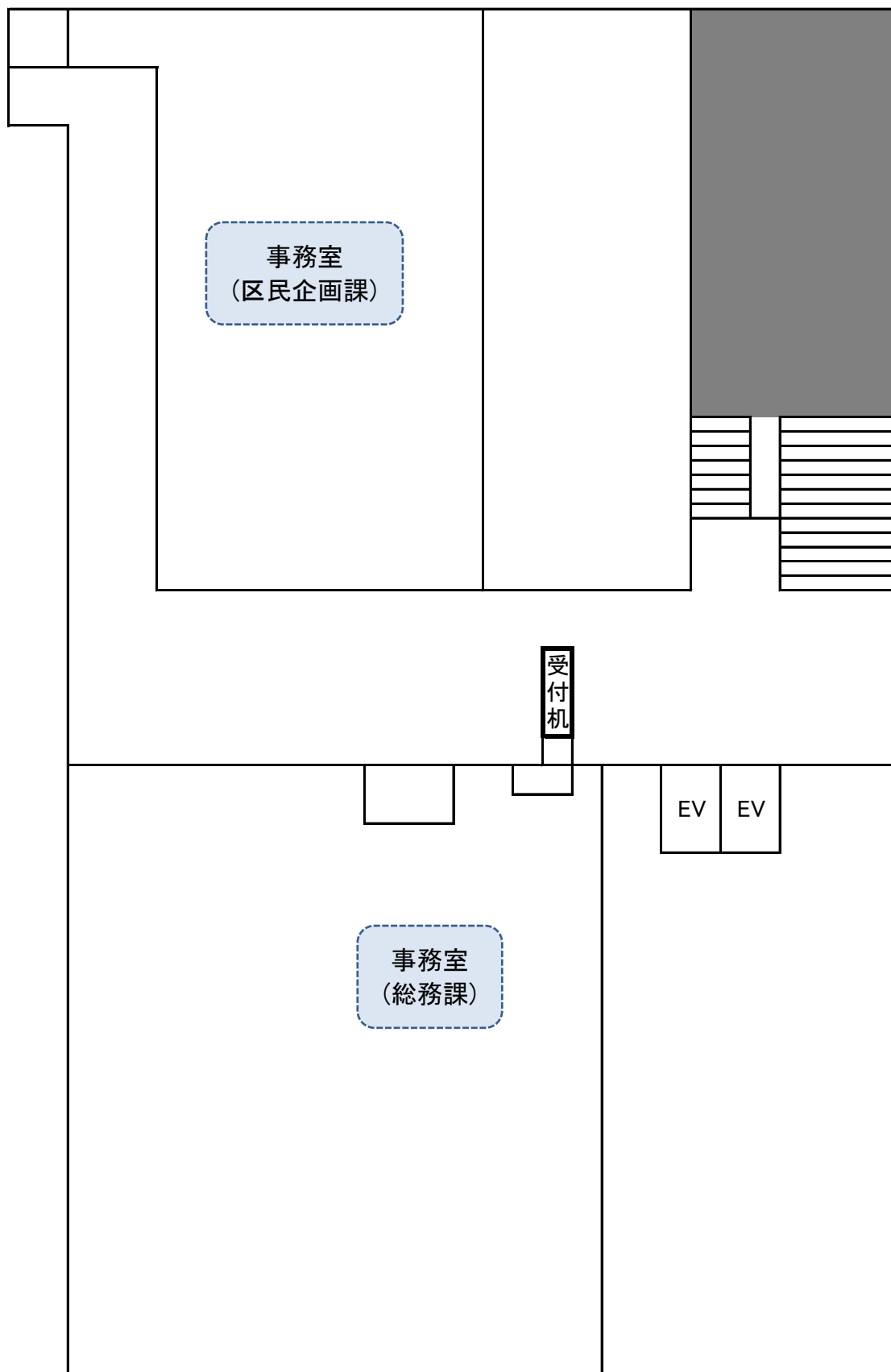
小計 39.5 m (①～⑥いずれも高さ180cm程度)

3階区民ホール(会場) 配置図

※ ----- は、紅白幕を表す。



5階 配置図



再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）仕様書「３ 業務内容」で定める全業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：０６－４３９９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること